

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年10月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600066 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600053 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日

平成 16 年 3 月に賞与の支給があったかどうか記憶に無いが、会社の状況等により賞与の支給があり、預金通帳には、同年 3 月に会社から 2 回の振込が確認できる。そのうちの 1 回は賞与であったと思われるので、請求期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳から、平成 16 年 3 月に A 社から 2 回の振込（平成 16 年 3 月 25 日及び同年 3 月 31 日）がなされていることが確認できる。

また、A 社における元同僚の決算賞与明細書において、上記請求者の振込日と同じ平成 16 年 3 月 31 日（請求期間）に賞与が支給されていることから判断すると、請求者に係る平成 16 年 3 月 31 日の入金（16 万 1,856 円）は賞与であることが推認できる。

さらに、上記同僚の決算賞与明細書により、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、請求者の請求期間前後の期間に振り込まれた入金額（賞与）を基に、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額を試算したところ、請求者は、請求期間において A 社から総額 20 万円の賞与が支給され、20 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1 万 3,580 円）が事業主により賞与から控除されていたものと推認される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の記録が残っていないため不明である旨を回答しており、ほかに保険料納付について確認できる資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600060 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600015 号

第 1 結論

平成 21 年 7 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月から同年 10 月まで

私は、平成 21 年 12 月頃に国民健康保険及び国民年金の加入手続等を A 市にて行い、併せて国民年金保険料の免除申請を行ったのに、請求期間は未納となっているので、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を A 市の窓口で平成 21 年 12 月頃に行ったと主張しているが、B 事務センターが保管する請求者に係る国民年金被保険者資格取得届によると、平成 25 年 7 月 29 日に A 市 C 区役所において資格取得の届出が受付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の再取得年月日（平成 18 年 11 月 17 日）の入力処理は、上記区役所へ届出がされた翌月の平成 25 年 8 月に行われていることが確認され、その一連の事務処理に不自然な点が見当たらないことから考えると、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料の免除申請を行うことができない期間となる。

また、A 市及び日本年金機構は、請求期間当時の国民年金保険料免除申請に係る資料は保管していない旨を回答しており、当該期間の保険料免除申請等に関する具体的な状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600065 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600016 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 51 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年*月から昭和 51 年 5 月まで

昭和 46 年 8 月頃に母が A 市役所において私の国民年金の加入手続を行い、当時自宅の近所にあった郵便局で保険料を納付してくれていたのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 46 年 8 月頃と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 54 年 2 月 24 日に A 市で払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、請求者が主張する加入手続の時期と相違する。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 54 年 1 月の月欄に当該月まで国民年金の記録を管理する必要の無いことを示す「今月迄不要」のゴム印が押されている上、オンライン記録には、資格取得年月日が昭和 54 年 2 月 1 日と記録されていることから判断すると、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を郵便局で納付したと主張しているが、A 市は、郵便局で現年度保険料の収納を取り扱い始めたのは昭和 63 年度以降である旨を回答しており、請求期間当時は郵便局で納付することはできない上、請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行ったとする時期に同市で交付していた国民年金手帳の色と請求者が記憶する年金手帳の表紙の色は相違している。

加えて、戸籍の附票によると、請求者は、20 歳到達前から昭和 60 年に他県に転出するまで継続して A 市に住所を有していることが確認でき、請求者に対し、同市が複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名

検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡はない。

その上、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は、「請求期間の国民年金保険料は郵便局で納付していた。」というほかに、請求期間に係る加入手続の時期及び保険料納付の状況について具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600069 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600017 号

第 1 結論

昭和 53 年 7 月から昭和 56 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 7 月から昭和 56 年 7 月まで

私は、昭和 53 年 7 月に事業所を退職後、A 市において国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は国民健康保険税と一緒に納付していた。しかし、保管している国民健康保険税納税通知書兼領収書には、請求期間における同保険税の納付が確認できるのに、国民年金は未加入となっている。

国民健康保険の加入手続を行っているのであれば、国民年金にも加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「昭和 53 年 7 月 25 日に事業所を退職した後、A 市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は国民健康保険税と一緒に納付していた。」と主張しているが、請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付金額及び納付方法等について具体的に記憶していない。

また、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の記録の頁には、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 51 年 11 月 1 日と同日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和 56 年 8 月 1 日に請求期間後の転居先である B 市において同資格を再取得したことが記載されているところ、A 市は、請求期間の資料等は現存していないが、当時、受け付けた国民年金の加入届は社会保険事務所（当時）へ資格取得届帳票等の書類として漏れなく送付していた旨を回答している上、当該資格記録は B 市が管理した請求者の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから判断すると、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における

請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 51 年 8 月頃に A 市において払い出されているところ、改製された戸籍の附票によると、請求者は、当該払出時点から請求期間の終期まで同市に継続して住所地があることから、請求者に対し、同一市区町村が別の手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

加えて、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を国民健康保険税と一緒に納付したとして、昭和 54 年度及び昭和 55 年度課税分の国民健康保険税納税通知書兼領収証書を提出しているが、国民年金と国民健康保険は制度が異なることから、当該領収証書のみをもって、請求期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600070 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600054 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 社（現在は、D 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から昭和 58 年 6 月まで
② 昭和 59 年頃から半年程度
③ 昭和 62 年頃から半年程度

請求期間①は E 市 F 地区にあった G 社又は A 社、請求期間②は E 市 H 地区にあった B 社及び請求期間③は E 市 J 地区にあった K 社に勤務し、それぞれ配達業務に従事していたが、勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると E 市 F 地区において厚生年金保険の適用事業所となっているのは「A 社」であったことが確認されるが、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の事業主（死亡）の後に就任した事業主は、同事業所に係る関係書類は残っていない旨を回答している上、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録は無く、当時の同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 11 名に照会したが、回答があった 5 名全員が請求者を記憶しておらず、請求者の勤務実態等について確認することができない。

また、当時の同事業所の社会保険事務担当者は、厚生年金保険への加入は、試用期間 3 か月が経過後に加入させており、本人の希望により、加入させない者もいた

旨を回答している。

さらに、請求期間①において、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、健康保険に係る整理番号に欠番も無い。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によるとE市において厚生年金保険の適用事業所となっているのは「B社」であったことが確認されるが、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、請求者を記憶しておらず、同事業所に係る関係書類は残っていない旨を回答している上、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録は無く、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者9名に照会したが、回答があった5名全員が請求者を記憶しておらず、請求者の勤務実態等について確認することができない。

また、請求期間②を含む昭和58年10月から昭和60年3月までにおいて、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、健康保険に係る整理番号に欠番も無い。

- 3 請求期間③について、請求者に係る雇用保険の被保険者記録から、請求者は、当該期間のうち昭和62年6月1日から同年8月31日までの期間はC社（現在は、D社）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時のC社の事業主は、請求者の勤務は認めているが、請求者に係る厚生年金保険の関係書類に請求者の氏名は見当たらず、賃金台帳は保管していないことから、厚生年金保険料控除については確認できない旨を回答している上、当該期間当時の同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者15名に照会したが、回答があった8名全員が請求者を記憶しておらず、請求者の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

さらに、請求期間③において、同事業所に係るオンライン記録に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

- 4 このほか、請求者は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。